

電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券発行事業 実施要項

1. 目 的

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響により、落ち込んでいる市内経済の活性化と市民の家計を支援するため、市内店舗で利用できる応援券（商品券）を発行する。

2. 事業の概要

- 1) 応援券発行者 十和田市
- 2) 実 施 主 体 十和田市
- 3) 事業受託者 十和田商工会議所

3. 応援券の概要

- 1) 名 称 電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券
- 2) 発行冊数 約28,500冊
- 3) 発行総額 約2億8千5百万円（10,000円分×約28,500冊）
- 4) 応援券の構成 1冊10,000円（応援券1枚500円×20枚綴り）
応援券内訳…中小取扱店専用券（中小店のみで利用可）12枚
…全取扱店共通券（全取扱加盟店で利用可）8枚
- 5) 利用期限 令和4年12月19日（月）～令和5年2月28日（火）
※令和5年3月1日（水）以降は利用できません。
- 6) 入手方法 市から配布される引換券による引換
- 7) 引換期間 令和4年12月19日（月）～令和5年2月28日（火）
※令和5年3月1日（水）以降は引換できません。
- 8) 引換場所 十和田市内の取扱郵便局（14郵便局）
※取扱郵便局とは、十和田・奥瀬・藤坂・大深内・十和田湖・四和・深持・焼山・陸奥沢田・切田・十和田穂並町・十和田西二十二番・十和田大学前・十和田元町の各郵便局における郵便窓口
- 9) 引換対象者 引換券受領世帯（市内約28,500世帯）
- 10) 引換冊数 1世帯につき1冊
- 11) 応援券の利用対象にならないもの
 - ①商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券（図書カード）、金券等の換金性の高いもの
 - ②たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ③出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - ④事業活動に伴って利用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
 - ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

- ⑧特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨取扱加盟店が独自で利用対象外商品と定めたもの
- ⑩その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

12)その他、留意事項

- ①応援券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②応援券による購入後の返品はできません。
- ③額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
- ④不足分は現金等で支払ってください。
- ⑤利用期間を過ぎた応援券は利用できません。
- ⑥応援券の紛失及び盗難、滅失に対し、その責を負いません。

13)応援券が破損・汚損した場合

券面が 4/5 以上あり、表面の偽造防止が確認できるものは利用できます。

4. 取扱加盟店

1) 加 盟 資 格

十和田商工会議所、又は十和田湖商工会の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗。但し、以下に該当する事業者・店舗は除きます。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第 77 号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法第 122 号)第2条第1項第4号及び5号、ならびに第5項に規定するもの、又はこれに類する者
- ③特定の宗教・政治団体と関わる者
- ④法令又は公序良俗に反する者
- ⑤その他、十和田市が取扱店として適当でないと判断した者

2) 店 舗 区 分

- ①大型店…大規模小売店舗立地法(新大店法)及び大規模小売店舗法(旧大店法)に基づき、店舗面積が 1000 ㎡を超える大型店
- ②中小店…店舗面積が 1000 ㎡未満の店舗

3) 登録申込方法

本実施要項に同意の上、「電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券取扱 加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、十和田商工会議所、又は十和田湖商工会まで持参するか、FAX (FAX 送信後に確認のお電話をお願いします。)、又は郵送にてお申込みください。

4) 受 付 期 間 令和4年11月11日(金)～ 11月30日(水)

※上記期間内にお申込みのあった事業者・店舗は、「取扱加盟店一覧」に掲載します。受付期間終了後も随時受付いたしますが、ホームページのみの掲載となります。

5) 費 用 登録料及び換金手数料等の費用は無料です。

6) 申 込 後 の 手 続 12月14日(水)までに「応援券取扱マニュアル、取扱加盟店ポスター・ポップ、登録証、応援券見本、換金依頼書等」を郵送します。

5. 応援券の換金

1) 換金方法

- ①お客様から受け取った応援券裏面の取扱加盟店欄に必ず店舗名を押印(又は記入)してください。店舗名等の押印等のない場合は、換金できませんのでご注意ください。
- ②「換金依頼書(登録申込後に配布)」に必要事項をご記入の上、利用済み応援券を添えて換金受付場所の十和田商工会議所、又は十和田湖商工会にご持参ください。
- ③換金受付期間は、令和4年12月中旬から令和5年3月中旬までとし、当所が指定する日に加盟店店登録申込書に記載の指定口座にお振り込みいたします。
- ④換金受付期間と換金精算・振込日は以下の通りです。

回数	商品券換金受付期間	換金精算・振込日
1回目	令和4年12月19日(月)～12月20日(火)	令和4年12月27日(火)
2回目	12月21日(水)～12月28日(水)	令和5年1月11日(水)
3回目	令和5年1月4日(水)～1月10日(火)	1月19日(木)
4回目	1月11日(水)～1月20日(金)	1月30日(月)
5回目	1月23日(月)～1月31日(火)	2月9日(木)
6回目	2月1日(水)～2月10日(金)	2月17日(金)
7回目	2月13日(月)～2月20日(月)	2月27日(月)
8回目	2月21日(火)～2月28日(火)	3月9日(木)
9回目	3月1日(水)～3月10日(金)	3月17日(金)
10回目	3月13日(月)～3月17日(金)	3月24日(金)

2) 換金受付場所及び受付時間

- ①十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町 4-11
午前9時から午後4時30分まで

- ②十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平 61-1
午前9時から午後4時30分まで

※但し、土日・祝日、年末年始(12/29～1/3)の他、十和田商工会議所及び十和田湖商工会の休日を除く。

6. お問い合わせ先

1) 応援券事業について

十和田市農林商工部商工観光課 TEL.51-6773

2) 取扱加盟店・応援券の利用について

十和田商工会議所 TEL.24-1111

3) 取扱加盟店の申込について

十和田商工会議所 TEL.24-1111

十和田湖商工会 TEL.72-2201

※上記の実施要項の内容は、令和4年11月4日現在の内容となっておりますが、今後、変更となる場合があります。